

庄野地区防災計画

令和 8 年 3 月

庄野地区防災計画作成委員会

目 次

1	計画の目的	P 1
2	計画の対象範囲	P 1
3	地区で予想される災害・地区の危険区域	
(1)	予想される災害	P 1
(2)	危険区域	P 1
4	活動体制等	P 2
5	活動方針	
(1)	平時の取り組み	P 2～P 4
(2)	発災直前の対応	P 5
(3)	発災後の対応	P 5～6
6	計画の保管・修正等	P 7
7	福島市への提案（提出）	P 7
別紙資料		
・別紙 1	庄野地区防災組織体制	P 8
・別紙 2	防災組織役割	P 9
・別紙 3	関係機関連絡先	P 10
・別紙 4	庄野地区災害対応タイムライン	
4-1	大雨・台風対応	P 11
4-2	地震・火災対応	P 12

1 計画の目的

この計画は、「庄野地区防災計画」と称し、「大雨」、「地震」、「大雪」及び「火山」等の自然災害及び「大規模火災」などの災害発生時もしくは災害が予想される場合に「自らの命は自らが守る」を防災の基本としながら、地区で助け合い、支え合いながら災害から地区住民の命を守るために作成し、地区住民の防災意識の高揚と地区防災力の向上を図ることを目的とする。

2 計画の対象範囲

この計画の対象範囲は、庄野地区全域とする。

3 地区で予想される災害・地区の危険区域

(1) 予想される災害

① 洪水（外水氾濫）

洪水ハザードマップでは、荒川が増水により堤防が決壊した場合、その影響により庄野地区は、ほぼ全域浸水想定地域であり洪水災害が予想される。特に水保第5町内会、水保第7-1町内会は浸水深3m以上が想定され、さらに両町内会の荒川沿いは「家屋倒壊等氾濫想定区域」になっているために台風や大雨時には荒川の水位に注意が必要である。

② 冠水・浸水（内水氾濫）

集中豪雨やゲリラ豪雨などにより、道路側溝・用水路などの排水施設から河川へ排出しきれずに道路への冠水及び住宅への浸水が予想される。特に令和7年3月作成の「吾妻庄野地区防災マップ」に掲載の「大雨時冠水浸水注意」箇所は、注意が必要です。

③ 地震災害

東日本大震災、令和3年及び令和4年に発生した福島県沖地震の被害を振り返り、家屋倒壊、ブロック塀倒壊及び道路、橋梁の損壊並びに電気、水道、通信などのライフラインの寸断が想定される。

④ 火山災害

吾妻山及び安達太良山が噴火した場合、「吾妻山火山防災マップ」及び「安達太良山火山防災マップ」によると地区には3～5cm程度の火山灰の堆積が想定される。また、冬季積雪時に吾妻山及び安達太良山が噴火し融雪型火山泥流が発生し荒川を流下した場合には、地区全域に泥流被害をもたらすと想定される。

(2) 危険区域

地区の危険区域については、吾妻庄野地区防災マップ、洪水ハザードマップ、吾妻山・安達太良山火山防災マップ等を参照にし、また過去の災害履歴をもとに危険区域を把握する。

4 活動体制等

活動体制は、「庄野地区防災組織」と名称し、本部長、副本部長、区役員、各町内会長、消防団第39分団、吾妻民生児童委員協議会、吾妻西地域包括支援センター及び吾妻支所をもって編成し活動する。

- (1) 本部長は吾妻支所長、副本部長は区長を充て、事務局長は吾妻支所次長とする。
- (2) 地区本部を吾妻支所に置く。
- (3) 副本部長（区長）及び区役員は自宅において本部長及び各町内会長と連携を図り地区内の災害状況及び被害状況等を把握する。
また、必要に応じて吾妻支所において本部長と対応等を協議する。
- (4) 各町内会長は、町内会で災害等が発生した場合は、直ちに本部長及び副本部長に連絡する。
- (5) 本部長は地区で災害が発生したことを把握した場合、地区の災害状況を副本部長、各町内会長、消防団をはじめ防災組織に属する関係機関にその状況を連絡し地区内で情報を共有する。
- (6) 事務局長は、本部長不在の場合、副本部長と連携を図り本部長の職を代行する。
- (7) 各町内会長をはじめ防災組織各代表者が交代になった場合は、本部長は、毎年度当初に連絡先を整備し、防災組織関係機関等に提供する。
- (8) 組織体制等
 - ① 庄野地区防災組織体制（P 8 別紙1）
 - ② 防災組織役割（P 9 別紙2）
 - ③ 関係機関連絡先（P 10 別紙3）

5 活動方針

地区の防災活動を「平時の取り組み」、「発災直前の対応」、「発災後の対応」に区分し、各町内会、消防団及び民生児童委員などの関係者並びに地区住民一人ひとりが防災・減災活動に取り組むこととする。

(1) 平時の取り組み

地区町内会は平時から防災・減災活動に取り組み、災害発生時に各町内会住民が連携協力し円滑に対応できるよう「災害への備え」をすることとする。

① 防災・減災知識の普及啓発

平時に防災意識の向上を図っておくことは重要であることから、支所と連携しながら防災専門家の防災講話聴講、防災教育及び防災チラシの回覧などにより、防災知識の普及・啓発を図る。

② 地区の安全点検

副本部長（区長）は、定期的に防災組織関係者を同行させ「吾妻庄野地区防災マップ」を参照に防災まち歩きなどの現地調査を行い、危険箇所や防災上問題のある場所等を確認するとともにその改善や危険回避の方策を検討する。

③ 家庭内の対策

家庭内における災害対策として、以下の対策について町内会役員や消防団から各家庭へ推奨する。

ア 地震対策として家具の転倒防止等の安全対策を講ずること。

イ 火災発生に備え、家庭用消火器や火災報知器を設置すること。

ウ 家族構成に適合した非常食・飲料水の備蓄及び避難する際に必要な「非常持ち出し袋」を準備しておくこと。

エ 定期的に災害に対する家族会議を行い、災害時の避難行動等について話し合いを行うようにする。

④ 指定避難所等の周知徹底

ア 市からの「避難所開設情報」や「高齢者等避難」・「避難指示」の避難情報が発令された場合に避難する場所となる「指定緊急避難所」や「指定緊急避難場所」及び一時避難所として開設する「町内会集会所等」の位置とそれぞれへの経路等を日頃から町内会住民に対して、町内会役員、消防団員、民生児童委員から周知する。

イ 避難所・避難場所等

(ア) 市指定避難所・避難場所（地区内・地区近傍）

	避難所名	洪水	地震	火山	火事
1	水保小学校	×	○	×	○
2	吾妻学習センター	○	○	○	○
3	あづま総合運動公園	×	○	×	○

(イ) 一時避難所（町内会集会所等）

	集会所名	洪水	地震	火山	火事
1	水保農村婦人の家	×	○	×	○
2	水保第8町内会集会所	×	○	×	○

(ウ) 福祉避難所・ペット同伴避難所

福祉避難所	N C V ふくしまアリーナ（福島体育館） 霞町 4 - 4 5
ペット同伴避難所	勤労青少年ホーム（音楽堂隣り） 入江町 1 - 1

⑤ 避難行動要支援者の把握

災害時に自ら避難することが困難な要介護認定者、一人暮らしの高齢者等の避難行動要支援者を災害から守るため区長、町内会長、民生児童委員は「避難行動要支援者登録名簿」により平時から対象者の把握に努め、対象者とのコミュニケーションを積極的に行い、適切な関係づくりをしておくこととする。

⑥ 食料・物資の備蓄

災害時に一時避難所となる「水保農村婦人の家」及び「水保第8町内会集会所」には、支所と連携協力して飲料水、非常食及び毛布等を備蓄するよう努めるものとする。

また、各家庭においては、「③家庭内の対策」に準じて食料等を備蓄しておくよう各町内会は周知に努めることとする。

⑦ 気象情報等の収集準備

地区住民は、平時から気象情報や避難情報等をどのように収集するかを考え、福島市の「防災と災害情報メールマガジン」への登録や福島市公式防災アプリ（@InfoCanal）をインストールするなど、災害時の情報収集のために事前に準備する。

⑧ 災害対応タイムラインの周知徹底

- ア 災害発生時又は災害が予想される場合に地区住民が迅速に対応できるよう「庄野地区災害対応タイムライン」を作成し、地区住民に周知徹底しておく。
- イ 庄野地区災害対応タイムライン・・・別紙4-1、4-2

⑨ 防災訓練の実施

訓練は、災害発生時に慌てず的確に対応し、自分、家族及び地区住民を守るために欠かせない行動であり、「訓練していないことは災害時にできない」ことを理解しながら行うよう町内会長、町内会役員、消防団員から町内会住民に周知する。

訓練は、当初「家庭内訓練」や「隣近所の訓練」の規模の小さい訓練から始め、4年に1回の吾妻地区防災訓練に繋げるものとする。

※家庭内・隣近所の訓練の一例

訓練項目	内 容
・情報収集訓練	災害時、いかに情報を早期収集するか検証
・備蓄食料の実食訓練	ローリングストックを兼ねて備蓄食料の実食
・避難訓練	避難所、親戚宅へ実際に避難して移動時間等を把握
・情報伝達訓練	気象情報、避難情報等の伝達訓練を行い情報共有
・安否確認訓練	声掛け等を行い、相互の安否を確認
・避難支援訓練	自宅近傍の要配慮者を実際に避難支援

(2) 発災直前の対応

発災直前の対応は、災害の要因となる前兆現象の始まりから災害の発災までの行動で、各町内会内で気象情報、避難情報等の共有を図り、危険な場所からは早めの避難行動をするなど命を守る行動をすることを町内会役員、消防団で町内会全世帯に周知する。

避難にあたっては、隣近所や避難行動要支援者などに可能な限り声掛けを行うなど近隣住民の安否確認を行い、地区からの逃げ遅れによる犠牲者を出さないように努める。

① 情報収集・伝達

地区住民は、気象庁が発表する気象情報、福島市が発令する避難情報及び災害情報等をテレビ、ラジオ、インターネット等あらゆる手段で情報収集に努めることとする。

また、当該収集した情報は、既存の町内会連絡網やSNSなどを通じて、町内会住民に周知し迅速及び安全な避難に繋げる。

② 避難行動

福島市から「避難所開設情報」及び「高齢者等避難」や「避難指示」の避難情報が発令された場合は、その避難情報に従い、迅速に開設指定避難所や町内会集会所等に避難するか、平時に家族で話し合った安全な地域にある親戚や友人・知人宅へ避難することを町内会役員等から周知する。

③ 避難行動要支援者の避難支援等

隣近所に一人暮らしの高齢者、高齢者夫婦、障がいを持った方等の避難行動に時間を要する避難行動要支援者が在住する場合には対象者宅の隣近所の住民は、自分、家族の安全を確保した後に、対象者宅への声掛け等を行い、町内会住民が協力して町内会から災害時に犠牲者を出さないための行動を行うように努める。

(3) 発災後の対応

災害時には死傷者発生や火災の発生など様々な予期せぬ事態が起こる可能性があることから、消防・警察等の防災関係機関と連携協力しながら地区住民で力を合わせて被害を最小限にとどめるよう行動する。

① 救出・救護活動

地震、洪水等の自然災害により地区住民が受傷した場合及び建物倒壊等により安否が確認できない場合は消防（119番）に通報する。

負傷者が発生した場合は、消防が到着するまでの間、応急処置ができる住民は応急処置を行う。

また、大規模災害時には、消防など公的機関の現場進出が困難な状況も想定されることから、近隣住民が身の安全を確保し協力して近くの医療機関に搬送するものとする。

② 地区内の災害情報の共有

災害が発生した場合、本計画「4 活動体制」に基づき、災害が発生した区域の町内会長は本部長及び副本部長に災害発生を連絡する。

また、本部長は防災組織全機関及び水保小学校に情報提供し、当該災害情報を共有することにより地区全体での適切な防災・減災活動に資することとする。

③ 市指定避難所・自主避難所（集会所等）への誘導及び開設運営支援

ア 市指定避難所が開設された場合には、各町内会は協力して避難所への誘導を行うこととする。

イ 市指定避難所に避難した場合、健全者はその開設運営にできる限り協力するものとする。

ウ 水保農村婦人の家及び水保第8町内会集会所を自主避難所として開設した場合、町内会住民が連携協力しながら開設運営を行うものとする。

④ 火災対応

地区内で火災が発生した場合、消防が到着するまでの間、地区住民は自分自身の安全を確保した上で、家庭用消火器などで初期消火活動を行い延焼拡大の防止に努めるものとする。

⑤ 断水対応

地区で断水が発生した場合、本部長は市役所に連絡し早期の復旧を図るよう要望する。

また、断水時に福島市上下水道局が開設する給水所は地域防災拠点である「吾妻支所」であることを平時から地区住民に防災組織機関を通じて周知する。

⑥ 大雪対応

行政の除雪がとどきにくい生活道路及び通学路や利用者の多い歩道は、地区住民が協力して除雪作業を行い住民の通行を確保するとともに、一人暮らしの高齢者や障がいを持った方など、自身で除雪作業が困難な世帯及び消火栓の除雪を地区住民が協力して除雪の支援を行い、大雪による事故防止及び安全な生活の確保を図ることとする。

⑦ 被災町内会への支援

各町内会は、被災した町内会に対し、被災町内会の要望に応じて、本部長との調整を経て人的及び物的支援を行うこととする。

6 計画の保管・修正等

- (1) 本計画は、防災組織をはじめ地区全世帯に配布する。
また、組織の役職交代時には、本計画に基づき、役割等を申し送ることとする。
- (2) 本計画データは、吾妻支所及び市役所危機管理室が保管する。
計画を修正した場合は、本部長は危機管理室へ報告する。

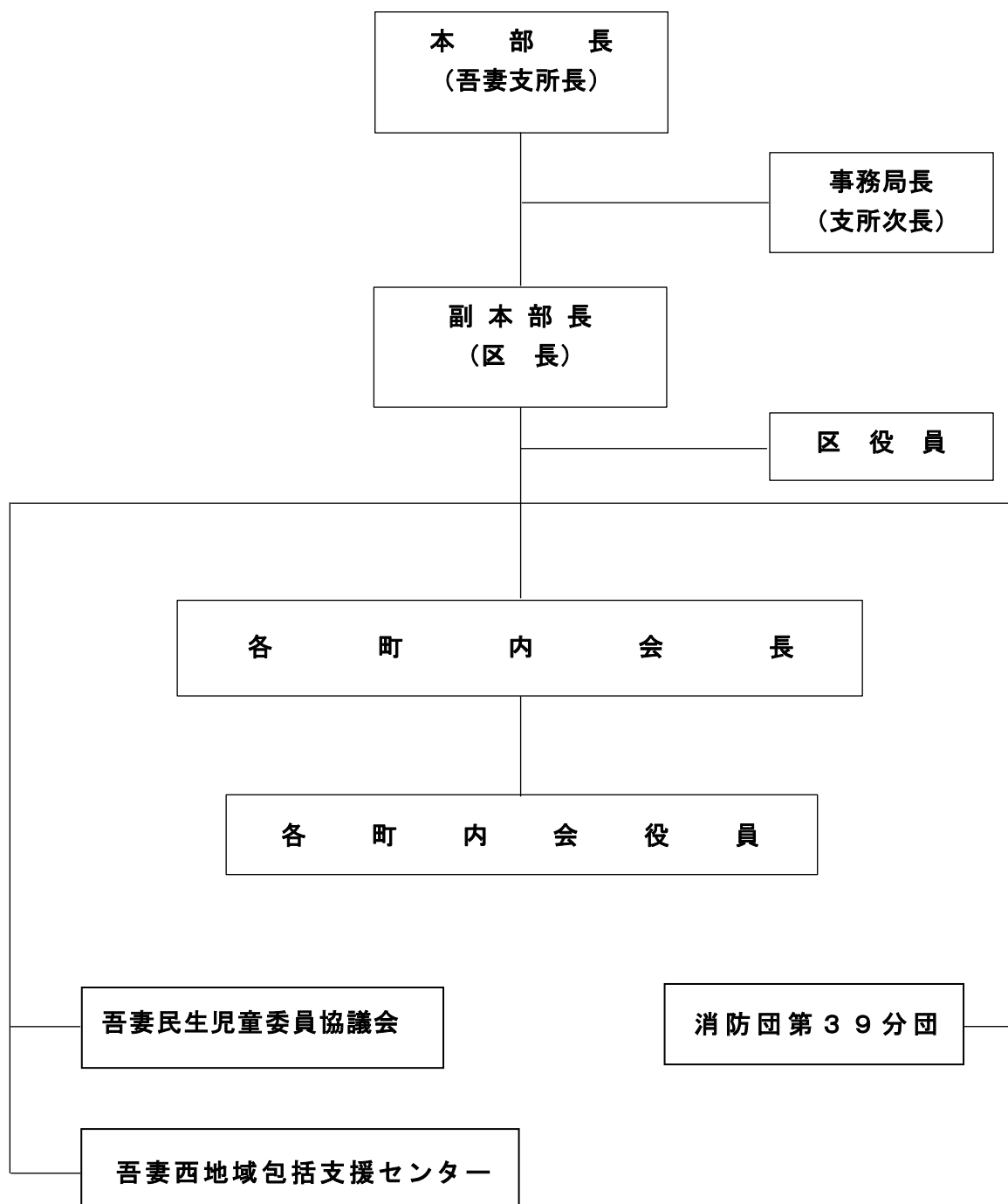
7 福島市への提案（提出）

作成した「庄野地区防災計画」を市に提出し、市は計画を福島市防災会議に諮り、福島市地域防災計画に定める。

8 附則

この計画は、令和8年4月1日より施行する。

庄野地区防災組織体制



防 災 組 織 役 割

役 職 等	役 割
本部長（支所長） 事務局長（支所次長）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地区の全般把握 ・ 各町内会及び関係機関との連携 ・ 災害時の全般指揮 ・ 本庁災害対策本部への災害状況報告 ・ 本部長不在時の本部長職務（事務局長）
副本部長（庄野区長） 庄野区役員	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各町内会長との連絡調整 ・ 避難行動要支援者の把握 ・ 災害状況、被害状況等の把握 ・ 災害時の本部長補佐 ・ その他本部長から命ぜられた事項
各町内会長	<ul style="list-style-type: none"> ・ 町内会住民への各情報提供 ・ 避難行動要支援者の把握及び支援 ・ 災害時における町内会住民の安否確認 ・ 町内会の被災状況確認及び報告 ・ 本部長及び副本部長との連携 ・ その他本部長から命ぜられた事項
消防団第 3 9 分団	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平時における地震、火災対策の周知 ・ 台風情報、避難所開設情報、災害情報等の広報活動 ・ 災害時における消火等による住民の安全確保
吾妻民生児童委員協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平時における住民の福祉増進のための活動 特に避難行動要支援者の把握及び支援 ・ 災害時における避難行動要支援者への情報提供 及び避難支援
吾妻西地域包括支援センター	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平時における高齢者とその関係者の介護・医療・福祉などの生活上の困りごとの相談受け 及び支援 ・ 災害時における民生児童委員との連携による 高齢者等への各種支援

関 係 機 関 連 絡 先

機 関 名	代表者等	連 絡 先
吾妻支所	支所長	0 2 4 - 5 2 6 - 3 3 5 0
吾妻学習センター	館 長	0 2 4 - 5 2 6 - 3 3 5 3
吾妻西地域包括支援センター	所 長	0 2 4 - 5 9 1 - 3 7 0 8
福島市立水保小学校	校 長	0 2 4 - 5 9 3 - 1 0 9 7
福島消防署西出張所	所 長	0 2 4 - 5 9 1 - 4 6 2 8
福島警察署	署 長	0 2 4 - 5 2 2 - 2 1 2 1

※各町内会長、吾妻方部民生児童委員（庄野地区担当者）については、
個人情報観点から防災組織に該当する者のみに連絡先を別途配布する。

庄野地区災害対応タイムライン

1 大雨・台風対応（災害発生時をH時とした。）

時 期	状 況	対 応 等
2 日前 (H-48h)	<ul style="list-style-type: none"> ・福島市に「大雨注意報」発表 ・台風は2日後に福島県を通過すると予想される。 	<ul style="list-style-type: none"> ○台風情報の収集・伝達 ・地区住民がテレビ等を活用し情報収集 ・各町内会連絡網等により台風情報を伝達し共有を図る。特に避難行動要支援者への伝達を重視
1 日前 (H-24h)	<ul style="list-style-type: none"> ・台風が東海地方に上陸 ・福島市に「大雨・洪水警報」発令 ・福島市が避難所開設 	<ol style="list-style-type: none"> 1 地区本部立ち上げ <ul style="list-style-type: none"> ・避難情報及び避難所開設情報を各町内会へ連絡 ・消防団第39分団へ広報活動依頼 ・地区の被害状況確認 2 各町内会 <ul style="list-style-type: none"> ・避難行動要支援者の支援準備
12時間前 ～ 6時間前	<ul style="list-style-type: none"> ・台風が関東地方を通過 ・「大雨・洪水警報」継続 ・荒川、鍛冶屋川の水位上昇 ・福島市が荒川、鍛冶屋川流域に「高齢者等避難」発令 	<ol style="list-style-type: none"> 1 地区本部 <ul style="list-style-type: none"> ・台風情報収集・伝達 ・避難情報を各町内会へ連絡 ・地区の被害状況、避難状況の把握及び本庁へ報告 2 各町内会 <ul style="list-style-type: none"> ・避難行動要支援者の避難支援 ・集会所等開設運営支援 ・被害状況及び避難状況を地区本部へ報告
H 時	<ul style="list-style-type: none"> ・台風が福島市を通過 ・「大雨・洪水警報」継続 ・荒川水位「氾濫危険水位」に到達 ・福島市が荒川流域に「避難指示」発令 ・〇〇町内会で浸水被害発生 	<ol style="list-style-type: none"> 1 地区本部 <ul style="list-style-type: none"> ・避難情報を各町内会へ連絡 ・地区の被害状況、避難状況把握 ・被災町内会の状況確認及び各町内会へ報告（状況共有） ・被災町内会への支援検討 ・本庁への状況報告 2 町内会 <ul style="list-style-type: none"> ・被害状況、避難状況把握 ・地区本部へ状況報告

2 地震・火災対応（地震（震度5以上）発生時をH時とした。）

時 期	状 況	対 応 等
H 時 地震発生	<ul style="list-style-type: none"> ・福島県沖を震源とする M7.5の地震発生 ・福島市 震度6弱 	<ol style="list-style-type: none"> 1 町内会各家庭 安全確保行動（シェイクアウト） を取る。 ①まず低く ②頭を守る ③動かない 2 地区本部設置
H時+30分	<ul style="list-style-type: none"> ・〇〇町内会で家屋倒壊 ・××町内会で火災発生 	<ol style="list-style-type: none"> 1 地区本部 被害状況の把握、本庁へ報告 2 各町内会 町内会全世帯の安否確認及び被害 状況把握 3 火災発生町内会 <ul style="list-style-type: none"> ・消防署へ要請 ・住民及び消防団による初期消火 活動
H時+1h	<ul style="list-style-type: none"> ・〇〇町内会倒壊家屋に 生存者あり 	<ol style="list-style-type: none"> 1 地区本部 <ul style="list-style-type: none"> ・被害状況把握継続 ・各町内会へ地区の被害状況連絡 ・本庁災害対策本部への状況報告 2 各町内会 安否確認及び被害状況把握を継続 3 倒壊家屋発生町内会 <ul style="list-style-type: none"> ・住民の協力による救出活動及び 救急措置 ・消防署へ要請
H時+ 2h以降	<ul style="list-style-type: none"> ・福島市避難所開設 「避難所開設情報」発令 	<ol style="list-style-type: none"> 1 地区本部 <ul style="list-style-type: none"> ・被害状況、避難状況の把握継続 ・避難所開設情報の把握・伝達 ・被災町内会への支援検討 ・本庁災害対策本部へ状況報告 2 各町内会 <ul style="list-style-type: none"> ・被害状況等を地区本部に報告 ・避難行動及び避難支援 ・支援物資、食糧などを調達